

## 告示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市阿保町三七八〇番一地先から同市阿保町三六六四番七地先まで	秩父市阿保町三七八〇番一地先から同市阿保町三六六四番七地先まで	区 間
一三・〇〇〃 一八・〇〇五	七・六五〃 一八・〇〇五	敷地の幅員 (メートル)
四八六・八〇		延 長 (メートル)
		備 考  社会資本整備総合交付金(交通安全)工事による。